

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学は、平成29(2017)年4月に内部質保証に関する方針を策定し、ウェブサイト等で公表している(資料2-1 <http://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/houshin/05.html>)。本学の内部質保証は①自己点検・評価活動による質保証、②外部・学生等の評価による質保証、③大学情報の公表による質保証の3つの側面から推進することを基本に置き、特に自己点検・評価活動を内部質保証の基盤として位置づけている。

基本方針

本学の理念・目的に基づく教育目標および各種方針を具現化し、社会への説明責任を果たすため、以下の方針により内部質保証を推進する。

1. 自己点検・評価の実施体制

本学における自己点検・評価は、全学自己点検・評価委員会のもとにおかれる自己点検実施委員会と内部評価委員会で、本学の諸活動を対象として毎年度実施する。自己点検・評価実施にあたっては、IR (Institutional Research) 部門で取りまとめられる様々な関連データを根拠として現状を点検し、PDCA サイクルにより自主的かつ自律的に質の向上に向けて策定・実行された改革・改善プログラムの結果を評価し取りまとめる。内部評価委員会は第三者の立場から適切な自己点検・評価が実施され、PDCA サイクルが機能しているかを確認する責務を負う。この自己点検・評価プロセスを含め、全体結果を公表することで社会に対する説明責任を果たす。

2. 外部・学生等からの評価による質保証

本学による各種アンケート、実態調査等により本学の質保証にかかるデータの収集及び学外者の意見を収集し、本学の教育研究水準を点検する。

3. 大学情報の公表による質保証

自己点検・評価に関わる各種情報、収集されたデータは専用のシステムで分析され、質向上のための事業実施にあたっての意思決定に用いられるとともに、あらかじめ定められた方法により、社会に公表するものとする。

内部質保証の基盤となる本学の自己点検・評価活動は、「全学自己点検・評価委員会」(資料2-2)の下に具体的な自己点検・評価を実施する「自己点検実施委員会(以下本章において「実施委員会」という。)」と、点検評価内容の適切性の検証を行う内部評価委員会(以下、本章において「評価委員会」という。)を置き、「自己点検実施委員会内規」及び「内部評価委員会内規」に規定される手続きに沿って、大学全体としての「全学の視点」と、学科・専攻、研究科ごとの「個別の視点」に分けて実施し、年次点検評価報告書にまとめている。各学科等は、「個別の視点」において「自己点検・評価マネジメントシステム」(資料2-3 <https://www.asp-user.jp/kyoto-wu/system/>)を介して当該学科に関するデータ等を確認して現状を把握し、学位プログラム単位での教育の企画・設計、運用について、検

第2章 内部質保証

証を行うこととしている。授業単位での質保証の手続については、個々の教員による授業アンケートの実施・分析及び「京都女子大学教員業績評価に関する規程」（資料2-4）に基づく教育研究活動等の自己評価の一部として教育活動の評価は行っているものの、個々の科目に関する質保証の手続き等は明文化されていない状況である。

かかる状況を踏まえ、大学部局長会では平成29（2017）年12月7日に内部質保証体制の見直しを「平成30（2018）年度計画」に盛り込むことを決定し、同年3月8日に内部質保証体制のさらなる整備について審議し、①内部質保証の方針について点検・評価すること。②大学部局長会を全学内部質保証推進組織とする方向性で検討を進めること。③全学内部質保証組織と学部・研究科その他の組織との役割分担を明確にすること、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針を策定することを決定し、それに基づき具体策について現在検討を進めているところである。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学における内部質保証については、自己点検・評価活動を総括する全学自己点検・評価委員会があるものの、自己点検評価によって明らかになった問題の改善・向上に関して責任と権限を有する組織は規定上存在していないが、運営上は教学マネジメントの中心として機能している大学部局長会がその役割を担っている現状にある。大学部局長会は大学の総合的・統一的運営を図るために学長の下に置かれた会議体であり、学長、各学部長、宗教部長、教務部長、学生部長、図書館長、総務部長、財務部長、進路・就職部長に加え、法人事務局長、法人本部長がメンバーとなって、大学と法人が参画した学長の意思決定の場として機能している。この審議形態は大学の課題が法人全体の課題として位置付けられることから、改善のための具体的な措置が取りやすい構造となっている（資料2-5）。

大学部局長会には全学自己点検・評価委員会から自己点検・評価の報告書が提出され、内容の確認とともに、課題・改善事項が確認され、それぞれの具体的な改善計画の策定がなされており、実質的な内部質保証が推進されている。このようなことから現在、大学部局長会規程を改正し、内部質保証の推進を明記して一連の手続きを明文化することを計画している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れの方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）
に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1) 本学における自己点検・活動

本学における自己点検・評価活動は、平成 23（2011）年度の大学評価（認証評価）の際に付された「自己点検・評価の結果を改善・改革につなげる仕組みが不十分」との提言を踏まえ、内部質保証システムの確立と点検・評価結果を常に改善につなげる PDCA サイクルの確立を目標に関係規程等を整備し、平成 24（2012）年度より新たな自己点検・評価体制を構築した。新たな点検・評価体制では、全学自己点検・評価委員会の委員長を学長が務め、委員として事務局長等が入ることで、全学的な観点から点検・評価の基本方針等を策定し、また、その下に、具体的に点検・評価項目ごとに自己点検活動を行う実施委員会と、同委員会がまとめたレポートの内容の適切性を評価する評価委員会を設置して、客観性を担保しながら質保証に取り組む体制としている。

自己点検は自己点検実施委員会内規（資料 2-6）に定められた手順により行われる。実施委員会によって各学科・専攻、各事務部局において作成された点検シートが取りまとめられ、確認後「年次点検レポート」として評価委員会に提出される。評価委員会は内部評価委員会内規（資料 2-7）に基づき、点検・評価項目全てについて適切に評価がなされているかを確認しコメントを付すこととなっている。特に改善が必要な場合は「改善勧告コメント」を示し、必ず意見・見解を求めることとしており、ここに本学の点検・評価の客観性が保たれていると言える。実施委員会は評価委員会のコメントへの対応も含めた「年次点検報告書」を全学自己点検・評価委員会に提出し、同委員会での承認を受けて「自己点検・評価年次報告書(案)」を作成し評議会での審議をもって確定する。確定された「自己点検・評価年次報告書」は法人理事会に報告され、大学全体、学科・専攻、研究科単位の詳細な点検シートを専用のウェブサイトで公表している（資料 2-8 <http://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jiko/index.html>）。

2) 改善活動

大学部局長会は、確定した「自己点検・評価年次報告書」に基づき課題を精査・抽出し、次年度に向けた改善事項を取りまとめる。取りまとめられた改善事項は関係する事務部門に周知され、具体的な必要経費が付された改善計画が立案される。それら計画が組込まれて予算が編成される流れとなっており、自己点検・評価により明らかになった課題を確実に改善に結びつける内部質保証のサイクルが機能していると言える。平成 30（2018）年度については「京都女子大学平成 30（2018）年度計画」（資料 2-9）として、6 項目 64 個の改善項目が取りまとめられ、それらは予算編成方針に盛り込まれ、全学に対しては「公聴会」等を開催し周知を図っている。

3) IR の推進

本学における IR の推進は、平成 26（2014）年度より総務部内に IR 担当職員を配置し、同年 IR 活動検討ワーキンググループを設置してスタートを切った。平成 28（2016）年度には「京都女子大学 IR 活動推進要綱」（資料 2-10）を定め、平成 30（2018）年度より事務組織としての IR 部門を独立させ、現在の「大学 IR 室」の設置に至っている。その活動は、学内外の様々なデータの収集・管理、分析及び情報の提供等を通じて、教育、研究、

社会貢献、管理運営等について支援を行うとともに、自己点検・評価等による教育の質保証及び大学改革の推進に資することを目的としている。平成 28 (2016) 年には学内に統合データベースを整備し、散在していた学内データを一元化したのを受け、専用の IR データ分析システムを導入して収集した情報の分析を進めている。現在、自己点検・評価活動のツールとして活用している「自己点検・評価マネジメントシステム」には IR 部門で収集された各種データが評価項目の内容に応じて整理され格納されており、点検評価の基盤を支える役割を果たしている。また、各種調査として、在学生対象の学生生活実態調査、卒業生対象の卒業時アンケート（満足度調査）（資料 2-11）、在学生のジェネリックスキル測定テスト（資料 2-12）を実施し、データの蓄積と分析を行っている。

ただし、学長の意思決定を補佐するという役割についてはなお十分機能しておらず、現在新たな体制を検討しているところである。

4) 3 ポリシーの策定

内部質保証を全学的に推進している大学部局長会は、同時に全学的な教学マネジメントも担っており、現在の学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れの方針は、学校教育法施行規則の改正を受け、大学部局長会が主体となり平成 29 (2017) 年 4 月に策定されたものである。策定に当たっては大学部局長会のもとに学部長等をメンバーとした「3 ポリシーの策定に係る基本方針検討 WG」を設置して大学の教育理念、備えるべき知識・技能等を検討し、大学としての基本的考え方を全学科・専攻、研究科に対して示した（資料 2-13）。学位授与の方針ではその構成要素を「知識・理解」、「汎用的技能」、「思考・判断」、「対話・相互理解」、「社会性・自律性」、「自立性」の 6 つに分けて明示し、教育課程編成・実施の方針においてそれらの要素をどのように身につけていくのかを示している。また、併せて教育課程を構成する授業科目それぞれに、学位授与方針で示した 6 つの要素との関係性を明示したカリキュラムマップを作成し、学生用ポータルサイト内の学修ポートフォリオ（第 4 章で詳述）を活用した、学修成果の可視化を進めている。学修成果の可視化とともに複数のツールやデータ指標を用いて学科ごとにアセスメントを行い、その結果に応じて適切な見直しを行うこととしている。

5) 文部科学省及び認証評価における指摘事項等への対応

大学部局長会は、10 年後に目指すべき大学像として、平成 21 (2009) 年に定めたグランドビジョンの実現にかかる進捗管理、あるいは外部から指摘されている改善事項（資料 2-14）や、私立大学等改革総合支援事業における課題、設置計画履行状況等調査（資料 2-15）、各種資格課程にかかる履行義務に関する事項については議事として取り上げ適切に改善等の対応を行っている。例として、教員個々の教育、研究、社会貢献、学内行政に関する自己点検・評価についても大学部局長会を起点に制度設計を行い、「教員業績評価に関する規程」を定め平成 28 (2016) 年度から導入している。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、毎年度自己点検・評価を実施し報告書を作成することを規定しており、当該報告書は専用のウェブサイトに掲載し、本学公式サイトから容易にアクセスできる状況にある(資料2-8)。その他、学校教育法施行規則第172条の2に規定される諸情報に関しても、大学の学部・学科・課程などの名称、教育研究上の目的、教員組織・教員数・業績、入学に関すること、学生数・進路状況、教育内容・授業に関すること、卒業に関すること、学生支援、学費、キャンパスの概要、社会貢献活動、財務情報を掲載公表している。これらのデータはウェブサイト管理を担当する経営企画・広報室において毎年定期的に情報を更新し、説明責任を果たしている(資料2-16 <http://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html>)。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では内部質保証の方針は策定したものの、質保証の全学的推進組織や具体的な質保証の手続、システム等の特定・構築はなされていない。現状においては前述のとおり、自己点検・評価の実施➡自己点検・評価年次報告書の作成➡大学部局長会における課題の抽出➡改善計画の策定・予算化のサイクルは確定され、必要に応じて点検・評価結果内容や改善内容は全教職員を対象とした「公聴会」や「学園報」等で周知がなされ課題の共有はなされており、その意味では実質的な内部質保証のシステムが適切に機能しているといえるので、早急に制度を構築し、定期的な点検体制を確立する必要がある。

(2) 長所・特色

- 平成28(2016)年度より、大学部局長会において自己点検・評価結果に基づく改善案の検討をはじめ、平成29(2017)年度は、教学面における全学的な課題について「京都女子大学平成30(2018)年度計画」として取りまとめ、全学に周知するとともに、平成30(2018)年度予算に同計画を反映させて編成することが可能となった。今後は本事例を仕組化し、組織レベルにおける改善サイクルの整備を進めたいと考えている(資料2-9)。
- 自己点検・評価活動等を通じて改革・改善に取り組むには、内部における情報共有やコミュニケーションが重要である。本学では、以前より「公聴会」制度を設け、

大学を構成する全教員、事務職員、執行部等が一堂に会し、大学の現状や課題、将来構想等の問題について情報を共有し、意見を交換する場を設定している。このような活動は地道であるが、教職員一人ひとりが問題意識を醸成し、全学としての改善に向けた取り組みを促す制度として有効に機能している（資料 2-17）。

（3）問題点

- 内部質保証の方針は策定されているものの、全学的な推進組織、手続等の具体については明文化されていない。今後整備すべき事項として、①全学内部質保証推進組織の権限と役割の策定、②全学内部質保証組織と学部・研究科その他の組織と役割分担、③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針の策定が必要である。
- IR 推進にかかる組織の整備を進め、システムを整備し自己点検・評価活動においては一定の成果を収めてきたが、IR の本来的な機能である学長の下での大学運営における意思決定への支援が十分にできているとは言い難い状況であり、IR の再構築が必要である。

（4）全体のまとめ

内部質保証に関する方針をウェブサイト等で公表し、これに基づく自己点検・評価活動が実施されているものの、点検・評価によって明らかになった問題の改善・向上に関して責任と権限を有する組織は規程上存在していない。しかし、実態として教学マネジメントの中心として機能している大学部局長会がその役割を担っており、IR によるデータ蓄積とそれに基づく毎年の自己点検・評価活動、改善計画の実質化といった内部質保証は推進されているといえる。今後は大学部局長会規程を改正して内部質保証の推進を明記し、一連の手続きを明文化することとする。

以上により、本項目について本学は大学基準に概ね適合していると考えられる。